中「道路法施行令」の下に「（昭和二十七年政令第四百七十九号）」を加え、同項を同条第八十二項とし、同条第八十九項中「附則第十五条第四十項第一号」を「附則第十五条第三十九項第一号」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第九十項中「附則第十五条第四十項第二号」を「附則第十五条第三十九項第二号」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十一項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十二項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第四十六項に規定する総務省令」を「附則第十一条第四十五項に規定する総務省令」に改め、同項第一号中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項第二号中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同条第八十七項とし、同条第九十四項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十五項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十六項中「附則第十一条第四十七項第一号」を「附則第十一条第四十六項第一号」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十七項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、同項各号中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十八項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十九項中「附則第十一条第五十項第一号」を「附則第十一条第四十九項第一号」に、「同条第五十一項」を「同条第五十項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第百項中「附則第十一条第五十一項第二号」を「附則第十一条第四十九項第二号」に、「電気自動車（法附則第十五条第四十五項」を「電気自動車（法附則第十五条第四十四項」に、「が法附則第十五条第四十五項」を「が同条第四十四項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第百一項中「附則第十一条第五十一項」を「附則第十一条第五十項」に、「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第百二項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第九十六項とする。

附則第七条第一項中「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に、「同条第三十六項」を「同条第三十七項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十七項」に、「同条第四十八項」を「同条第四十九項」に、「同条第五十項」を「同条第五十一項」に、「同条第五十項及び第五十一項」を「同条第五十一項及び第五十二項」に改め、同条第二項中「第十六項第二号イ」を「第十七項第二号イ」に、「第二十一項第一号イ」を「第二十二項第一号イ」に、「第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ」を「第二十七項、第三十項、第三十四項、第三十七項、第四十一項第一号イ」に、「第四十三項、第四十六項、第四十九項、第五十項第一号ロ」を「第四十四項、第四十七項、第五十項、第五十一項第一号ロ」に、「第五十一項第一号ロ」を「第五十二項第一号ロ」に改め、同条第七項中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改め、同条第八項中「附則第十二条第二十項第三号」を「附則第十二条第二十一項第三号」に改め、同条第九項第二号イ中「附則第十二条第二十三項第一号」を「附則第十二条第二十四項第一号」に改め、同号ハ中「附則第十二条第二十三項第三号」を「附則第十二条第二十四項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十五項」に改め、同条第十項第三号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第三十二項」に改め、同条第十二項第四号中「附則第十二条第三十一項」を「附則第十二条第三十二項」に改め、同条第十四項中「附則第十二条第四十八項第二号イ」を「附則第十二条第四十九項第二号イ」に改め、同条第十五項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第四十九項第二号ロ」に改め、同条第十七項第二号中「附則第十二条第四十八項第二号イ」を「附則第十二条第四十九項第二号イ」に改め、同項第三号中「附則第十二条第四十八項第一号ロ」を「附則第十二条第四十九項第一号ロ」に改め、同項第四号イ中「附則第十二条第四十八項第二号イ」を「附則第十二条第四十九項第二号イ」に改め、同号ロ中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第四十九項第二号ロ」に改め、同条第十九項中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改め、同条第二十項の表政令附則第十二条第一項第九号の項中「当該専有部分の」の下に「床面積の」を加え、同表政令附則第十二条第四項第一号ロの項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第七項	併用住宅にあつては、当該専有部分の床面積のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋を、共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第十六項第一号イ	併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。
政令附則第十二条第十六項第一号ロ	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第十六項第二号	併用住宅にあつては、当該専有部分の床面積のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。

附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第十三項第一号ロの項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第十六項第一号イ	床面積	人の居住の用に供するため独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積	居住用専有部分に係る人の居住の用に供する専有部分が二以上あるときは、当該区画されている場合には、当該区画されている部分に独立的に区画された各部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分（第十八項第二号及び第三十九項第二号において「特定居住用専有部分」という。）のいずれかの床面積
政令附則第十二条第十六項第一号ロ			
政令附則第十二条第十六項第二号			